

2026.8.7

中小企業投資促進税制を利用した場合の減価償却費

Q

セミナーでのご質問

私は建設業を営む中小企業の経理担当者です。

当社では当期に油圧ショベルを購入しましたが、経営力向上計画の認定が間に合わなかったため、即時償却をあきらめ、30%の特別償却ができる「中小企業投資促進税制」を利用しようと考えています。当社は10月決算で、定率法を採用しています。7月に2,000万円の油圧ショベルを購入し、すぐに現場で使用しました。10月決算では、いくらまで減価償却費を計上できるのでしょうか。また、当期末の未償却残高は、翌事業年度以降どのように処理するのでしょうか。

A

キド先生からの回答

中小企業投資促進税制は、租税特別措置法第42条の6に規定されている優遇税制です。

一定の機械装置等を導入した場合、普通償却とは別に、取得価額の30%の特別償却、または7%の税額控除を受けることができる制度です。今回は、油圧ショベルが「総合工事業用設備」に該当し、法定耐用年数6年、定率法の償却率0.333が適用されることを前提に計算します。当期に計上できる減価償却費の限度額は、次の①普通償却費と②特別償却費の合計額となります。

1 普通償却費

$2,000\text{万円} \times 0.333 \times 4\text{か月} \div 12\text{か月} = 222\text{万円}$

2 特別償却費

$2,000\text{万円} \times 30\% = 600\text{万円}$

したがって、当期に計上できる減価償却費の限度額は、

$222\text{万円} + 600\text{万円} = 822\text{万円}$ となります。

なお、未償却残高1,178万円（2,000万円－822万円）については、翌事業年度以降、定率法による普通償却を行い、最終的に備忘価額の1円まで減価償却費を計上することができます。

キド先生からのコメント

御社の場合は法人ですので、普通償却・特別償却ともに、税務上の償却限度額の範囲内で、いくら減価償却費を計上するかは任意です。ただし、実務では税務上の取扱いだけでなく、金融機関から見た決算書の内容や、会社の利益計画なども重要になります。そのため、特別償却を利用するかどうかや、減価償却費をいくら計上するかについては、税務面だけで判断せず、会社の利益計画や決算内容への影響も踏まえ、顧問税理士と相談したうえで決定することをおすすめします。

